

気になる相談（令和5年12月）
SNS上の投資グループで勧誘される詐欺的なトラブル

全国の消費生活センター等には、投資に関するトラブルの相談が数多く寄せられています。最近では、インターネット上の電子広告やSNSでつながりのある人からの紹介をきっかけにSNSの投資グループ等に誘われ、投資に関する取引を持ち掛けられるという新たな手口が目立っています。

【相談事例】

- 老後に備えて投資をしようと考え、SNSの広告にあったメッセージアプリの投資勉強会グループに参加し、その場で勧められたFX投資をすることにしました。投資の内容はアプリで確認でき、画面上では確かに利益が出ていたので出金の手続きを行ったが出金されなかった。騙されたと思うがどうすればよいか。
- メッセージアプリで友達申請してきた人から、株の勉強グループに誘われた。そのグループ内で「海外のFX取引の情報を入手できる」と誘われ、FX投資をしようと思った。グループ内のメンバーから言われるがまま個人名義の口座に100万円を振り込むと、倍以上の利益が出たので出金しようとしたが「出金するには税金がかかる。50万円を今日中に指定口座に振り込むこと」と言われた。詐欺だと思うがどうすればよいか。

【注意点】

- 先述のとおり、SNSの投資グループ等で勧誘される詐欺的なトラブルに関する相談が多く寄せられています。グループ内の会話では「簡単に儲かる」「自分も儲かった」などと甘い言葉が並ぶのが特徴的で、その場の空気に流されてしまう傾向がみられます。
- トラブルになる事例は、オンライン上のみでやり取りするケースが多く、相手方の事業者や人物の実在が確認できません。また、画面上で利益が出ているように見えても、画面自体が架空であったり、実際に取引がされていなかったりする場合があります。
- 投資を行う際に、個人名義の銀行口座に入金させるような手口がみられます。

【対処法】

- 実体を確認できないような、オンライン上でのやり取りのみに限られる事業者や人物から投資等への勧誘があったとしても、決して応じないでください。
- 個人名義の銀行口座には絶対に振り込まないでください。なお、万一振り込んでしまった場合は、国内の口座であれば、振り込め詐欺救済法に基づく届出ができます。
- FX取引の場合、金融商品取引業の登録を受けていない業者との取引は行わないでください。なお、無登録業者かどうかは金融庁のホームページで確認できます。
- 不安に思ったり、トラブルが生じたりした場合は、最寄りの消費生活相談窓口等に相談しましょう。

消費者ホットライン 188 又は 愛媛県消費生活センター(TEL:089-925-3700)